

ジェイティービー健康保険組合規約

第1章 総 則

(組合の目的)

第1条 この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、ジェイティービー健康保険組合という。

(組合の事務所)

第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。

主たる事務所

所在地：東京都品川区東品川2-3-11JTBビル

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

(公告の方法)

第5条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合（及び事業所）の掲示板に掲示する。

第2章 組 合 会

(議員の定数)

第6条 この組合の組合会の議員の定数は、32人とする。ただし、営業体制に伴う事項が生じた場合は、一定の割合で変更するものとする。

(被選挙権を有しない者)

第7条 次の各号に掲げる者は、議員となることができない。

(1) 法第118条第1項各号のいずれかに該当する者

(議員の任期)

第8条 議員の任期は、2年とする。

- 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前であるときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 議員に欠員を生じたため、新たに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 議員の定数に異動を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

(互選議員の選挙の方法)

第9条 被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、単記無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、1人につき1票とする。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第10条 互選議員の選挙区は、全一区とする。

(互選議員の選挙の管理)

第11条 互選議員の選挙においては、選挙長をおこななければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおこななければならない。

2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。

3 選挙長は、選挙会の開閉、投票及び開票の管理並びに当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。

4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。

5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。ただし、第9条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。

(当選人)

第12条 選挙の結果、最多の得票者から順次上位者を議員定数まで当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、当該議員候補者をもって当選人とする。

(選挙の無効)

第13条 選挙は、選挙の規定に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

(互選議員の選挙執行規定)

第14条 この規約に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(選定議員の選定)

第15条 事業主である組合員が選定する議員（以下「選定議員」という。）は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。

2 選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。

3 事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

(議員の就職・退職)

第16条 議員が就職、又は退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(組合会招集の手続)

第17条 通常組合会は、毎年2月及び7月に招集することを常例とする。

理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。

- 2 前項の招集状には、会議に付議すべき事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。
- 3 理事長は、議員の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時組合会を招集しなければならない。
- 4 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

(代理)

- 5 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下「会議システム」という。)により開催することができる。

第18条 議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

- 2 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことはできない。

(組合会の傍聴)

第19条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。

(組合会の会議規則)

第20条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(組合会の議決事項)

第21条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
 - (2) 収入支出予算及び事業計画
 - (3) 収入支出決算及び事業報告
 - (4) 規約及び規程で定める事項
 - (5) その他重要な事項
- 2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第18条第1項の規定による書面の提出を求めるとし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。)第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決

(以下「書面による議決」という。)をすることができる。

- (1) 議員の疾病、負傷
- (2) 議員に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

- 3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。
(会議録の作成)

第22条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 議員の定数
 - (3) 出席した互選議員の氏名(数)、選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名
 - (4) 議事の要領
 - (5) 議決した事項及びその賛否の数
- 2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。
 - (1) 会議システムで組合会を開催した旨
 - (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
 - (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
 - (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所
 - 3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。
 - 4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

(議員の旅費及び報酬補償)

第23条 議員の旅費及び被保険者である議員が、その職務を行うことにより、平常の業務に対する報酬を受けることができない場合における補償の額並びにこれらの支給の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合会の検査)

第24条 組合会は、法第20条に規定する検査を行う場合、委員をおくことができる。

- 2 前項の検査に関して、必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第25条 この組合の理事の定数は、12人とする。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、議員の任期とする。

- 2 理事及び監事は、その任期満了の前日に、議員の資格を失ったときは、その資格を失う。
- 3 理事及び監事に、欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。
- 5 理事及び監事は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。

- 2 前項の投票は、1人につき1票とする。
- 3 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。
- 4 前各項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第28条 この組合に理事会をおき、理事をもって構成する。

(理事会の招集の手續)

第29条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の5日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。
- 5 理事会は会議システムにより開催することができる。

(理事会の決定事項)

第30条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 組合会に提出する議案
- (2) 常務理事の選任及び解任の同意
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
- (5) この規約に定める事項
- (6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第31条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加ることができる。
- 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ代理を行うことはできない。
- 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。
- 6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めるとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。
 - (1) 理事の疾病、負傷
 - (2) 理事に係る災害又は交通途絶
 - (3) 災害等の発生による外出自粛要請
- 7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。
(理事会の会議録)

第32条 理事会の議事については、会議録を作成する。

- 2 前項の会議録については、第22条の規定を準用する。
(理事長の職務)

第33条 理事長は、組合の事務を総理し、第30条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。
(常務理事及びその職務)

第34条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。
(監事の職務)

第35条 監事は、組合の行う事業の全般を監査する。

- 2 監査は、組合の決算終了後、組合会が決算を承認する前に実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。
- 3 監事は、監査を実施したときは、組合会に対し書面をもって意見を述べなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。
(理事長の専決)

第36条 理事長は、施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。

- 2 理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。
(理事長の事務委任)

第37条 理事長は、第33条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

(理事長の職務代理)

第 38 条 理事長に故障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第 39 条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

2 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第 40 条 第 23 条の規定は、理事及び監事について準用する。

(職員)

第 41 条 この組合に必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第 4 章 事 業

(標準報酬)

第 42 条 被保険者の報酬月額につき法第 41 条第 1 項若しくは法第 42 条第 1 項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第 41 条第 1 項、法第 42 条第 1 項若しくは法第 43 条第 1 項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

2 法 47 条第 1 項第 1 号に掲げる額が同項第 2 号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第 47 条第 2 項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とする。

(医療機関の指定)

第 43 条 この組合が法第 63 条第 3 項第 2 号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。

(一部負担還元金)

第 44 条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和 32 年法律第 42 号）附則第 7 条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。

2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各 1 件について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、50,000 円を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担すべき療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前 2 項の規定により算出した額に 100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

- 5 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

(付加給付)

第 45 条 この組合が、法第 53 条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出産育児一時金付加金
- (2) 家族療養費付加金
- (3) 合算高額療養費付加金

- 2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

- 3 付加給付の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

(訪問看護療養費付加金)

第 46 条 (削 除)

(家族訪問看護療養費付加金)

第 47 条 (削 除)

(出産育児一時金付加金)

第 48 条 被保険者が出産したときは、法第 101 条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金付加金として、20,000 円を支給する。

(埋葬料付加金)

第 49 条 (削 除)

(埋葬費付加金)

第 50 条 (削 除)

(家族療養費付加金)

第 51 条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 110 条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

- 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各 1 件について、療養（食事療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、50,000 円を控除して得た額とする。

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担すべき療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

- 4 前 2 項の規定により算出した額に 100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(合算高額療養費付加金)

第 52 条 法第 115 条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）

の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

- 2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、被保険者又はその被扶養者1人につきそれぞれ50,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担すべき療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に100円未満の端数がある時は、その端数は、切り捨てる。
(施設の利用等)

第53条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

- 2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。
(高額医療費貸付)

第54条 この組合においては、法第150条の規定により、被保険者及びその被扶養者の高額医療費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。

- 2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。
(一般保険料及び調整保険料の負担割合)

第55条 一般保険料額及び調整保険料額の90.0分の50.0は事業主、90.0分の40.0は、被保険者において負担する。

第5章 財 務

(会計年度独立の原則)

第56条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

(会計年度所属区分)

第57条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
 - (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
 - (3) 徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度
 - (4) 前各号に該当しないものは領収した日の属する年度
- 2 支出の会計年度所属は、次の各号による。
 - (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若

- しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合(社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。)がその請求を受理した日の属する年度
- (2) 保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度
 - (3) 給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年度
 - (4) 使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
 - (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をしたときの属する年度。但し、法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度
 - (6) 前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度
- (予備費の費途)

第 58 条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保険給付費 (2) 納付金 (3) 保健事業費 (4) 還付金
- (5) 財政調整事業拠出金 (6) 事務所費 (7) 営繕費

(準備金の保有方法)

第 59 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、換金処分の容易な第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

- (1) 確実なる銀行預金若しくは郵便貯金
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)
- (3) 公社債投資信託の受益証券の取得(外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く)
- (4) 国債証券又は地方債証券の取得
- (5) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得
- (6) 償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得
- (7) 抵当証券の取得
- (8) コマーシャルペーパーの取得
- (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
- (10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成する為に設置する施設に対する出資金
- (11) 法第150条の規定による施設である土地又は建物の取得

2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。

(準備金以外の積立金の保有方法)

第 60 条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第10号までの方法により保有しなければならない。

(組合財産の管理方法)

第 61 条 この組合の財産の管理方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第 6 章 個人情報の保護

(個人情報保護の徹底)

第 62 条 この組合の組合員である被保険者及び被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又は、き損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行月日)

この規約は、平成 15 年 1 月 10 日から施行する。

(第 55 条一般保険料及び調整保険料の負担割合)

この規約は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地) (第 10 条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーテレマーケティング」の削除は平成 15 年 6 月 5 日から、「株式会社ジェイティービーサンアンドサン北陸」の削除は平成 15 年 6 月 27 日からそれぞれ適用する。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地) (第 10 条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーフォト」の所在地変更は平成 15 年 8 月 2 日から、「株式会社ジェイティービー情報開発」の名称変更は平成 15 年 9 月 1 日からそれぞれ適用する。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地) (第 10 条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は、届出の日から施行し、「国際観光振興会」の名称変更は、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社エイ・ビー・アイ」の所在地変更は、平成 15 年 11 月 25 日から適用する。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地) (第 10 条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社アイシーエス企画」の名称変更は、平成 15 年 12 月 15 日から適用する。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地) (第 10 条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーヨーロッパトラベルセンター」の名称変更は、平成 16 年 1 月 1 日から適用する。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地) (第 10 条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーアカウンテック」の削除は平成 16 年 1 月 31 日から、「株式会社ジェイティービーリース」の名称変更は平成 16 年 2 月 1 日からそれぞれ適用する。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地) (第 10 条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は、「JTB ワールドバケーションズ」の編入) 認可の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 10 条 2 項の変更にかかわらず、現に議員である者は新選挙区から選出された者とみなす。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービープランニングネットワーク」の所在地変更は、平成 16 年 1 月 26 日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)(第10条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーサンアンドサン中部」の名称変更は、平成16年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)(第10条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイ企画」の名称及び所在地変更は、平成16年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)(第10条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービー中国旅行」の名称及び所在地変更は、平成16年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)(第10条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーワールド」及び「株式会社ジェイティービーワールド西日本」の削除は平成16年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)(第10条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は、(「株式会社パシフィックツアーシステムズ」の編入)平成16年6月1日から施行する。ただし、第10条2項の変更にかかわらず、現に議員である者は新選挙区から選出された者とみなす。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイ・アイ・シー」の所在地変更は、平成16年5月6日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)(第10条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーワールド中部」及び「株式会社ジェイティービーワールド九州」の削除は平成16年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)(第10条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は(「株式会社北海道コミュニケーションズ」の編入)、平成16年9月1日から施行する。ただし、第10条2項の変更にかかわらず、現に議員である者は新選挙区から選出された者とみなす。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)(第10条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーパルサービス」の削除は平成16年7月1日から適用する。

(第10条互選議員の選挙区及び議員数)(第11条互選議員の選挙の管理)(第12条当選人)

この規約は、(「選挙区制の変更」1選挙区制とする)次回総選挙日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)(第10条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は、(「株式会社ケイジェイ企画」の編入)平成16年9月1日から施行する。ただし、第10条2項の変更にかかわらず、現に議員である者は新選挙区から選出された者とみなす。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地) (第10条互選議員の選挙区及び議員数)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーディスカバーワールド」の名称変更は、平成16年10月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーワールドパッケージズ」の所在地変更は、平成16年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「ジェイティービー厚生年金基金」の名称変更は、平成16年10月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社るるぶ社」の削除は平成16年10月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「トラベルボックススピーティワイリミテッド」の編入) 認可の日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社JTBパブリッシング」の所在地変更は平成16年11月17日から、「トラベルボックススピーティワイリミテッド」の名称変更は平成16年12月1日からそれぞれ適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「JTBグローバルマーケティング&トラベル」の編入) 認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社JTBギフト商事」の名称変更は平成17年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービー東北」の名称変更は平成17年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「JTBグランドツアー&サービス」の編入) 認可の日から施行し、平成17年5月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「株式会社ジェイティービー物流サービス」の編入) 平成17年7月1日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「株式会社JTB空間設計」の編入) 平成17年8月1日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「ジェイティービー出版販売株式会社」の名称及び所在地変更は平成17年7月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(株式会社サンルート、「株式会社サンルートホテルズ」の編入)平成17年10月1日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーグローバルクラブ西日本」の削除は平成17年10月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービー地球倶楽部」の名称変更は平成17年10月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーインターコム」の名称変更は平成17年10月3日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーライフネット」の所在地変更は平成17年12月19日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーサポートインターナショナル」の所在地変更は平成18年1月30日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービー北海道」の名称変更は平成17年11月1日から、「株式会社空間設計西日本」の所在地変更は平成18年2月20日からそれぞれ適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーツアーズ」の名称変更は平成18年2月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「ジェイティービー印刷株式会社」の編入)平成18年4月1日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社JTB東北」の所在地変更は平成18年2月13日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「株式会社JTB西日本」「株式会社JTB中国四国」「株式会社JTB九州」「株式会社JTB法人東京」「株式会社JTB東海」「株式会社i.JTB」「株式会社JTBビジネスイノベーターズ」の編入) 認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「ジャパントラベルビューローアジアプライベートリミテッド」の所在地変更は平成17年9月30日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイ・アイ・シープロモーション関西」の所在地変更は平成18年3月13日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービー西日本営業本部」「株式会社ジェイティービーシニアスタッフ」の削除は平成18年4月1日からそれぞれ適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「株式会社JTBクリエイション」の編入) 平成18年5月1日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「ジェイティービーヨーロッパリミテッド日本本社」の編入) 認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーエステート」の名称変更は平成18年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「ジェイティービー労働組合」の削除は平成18年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「ジェイティービースーベニアアンドフォト株式会社」の名称・所在地変更、及び「株式会社ジェイティービーサンアンドサン北海道」、「株式会社エイティーシー日本旅遊」、「株式会社JTBファイナンシャルサービス」の名称変更は平成18年4月1日からそれぞれ適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「株式会社JTB中部」の編入) 認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「ニッテツトラベル株式会社」の編入) 平成18年6月1日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービー本社」の名称変更、及び「株式会社ジェイティービー北海道営業本部」、「株式会社ジェイティービー東日本営業本部」、「株式会社ジェイティービー中部営業本部」、「株式会社ジェイティービー九州営業本部」、「株式会社JTB中部」、「株式会社ジェイティービー企画中国四国」の削除は平成18年4月1日からそれぞれ適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーカーゴ」、「ジェイティービーエアカーゴ株式会社」、「株式会社ジェイティービーカーゴシステム」の所在地変更は平成18年5月8日から、「ジェイティービーハワイ、インク」の所在地変更は平成18年4月1日からそれぞれ適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社東海プロモーション」の所在地変更は平成18年5月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「ジャパントラベルビューローアジアプライベートリミテッド東京支店」の名称変更は、平成18年6月1日から適用する。

(第58条予備費の費途)

この規約は、平成18年8月1日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「株式会社ジェイティービートラベル九州」の編入)平成18年10月1日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「中国ターミナルサービス株式会社」の編入)平成18年10月1日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービートラベランド」の名称・所在地変更、及び「株式会社パシフィックツアーシステムズ」の名称変更は平成19年1月1日からそれぞれ適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「ジェイティービーインターナショナルインコーポレイテッド」の名称変更、及び「ジェイティービーハワイ・インク」の削除は平成19年1月1日からそれぞれ適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「株式会社アールアンドシーツアーズ」の編入)平成19年1月1日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社東海プロモーション」の削除は平成19年1月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社JTBエイティーシー」の所在地変更は平成19年1月22日から、「JTBアメリカスリミテッド」の所在地変更は、平成19年2月5日からそれぞれ適用する。

(第49条埋葬料付加金、第50条埋葬費付加金)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成19年4月1日前の死亡にかかる埋葬料(費)付加金の支給については、なお従前のものとする。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、認可の日から施行し、「株式会社JTBコーポレートソリューションズ」の編入平成19年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイ・アイ・シープロモーション関西」の削除は平成19年3月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(「ジェイティービーグループ厚生年金基金」)の名称変更は平成19年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、「株式会社プロップ・システム企画」の編入認可の日から施行し、平成19年6月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、「株式会社JAPANiCAN」の編入認可の日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーサポートインターナショナル」の名称変更は平成19年6月21日から、及び「株式会社プロップ・システム企画」の所在地変更は平成19年6月1日からそれぞれ適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「ジェイティービーグループ厚生年金基金」の削除は平成19年7月1日から適用する。

(第 18 条代理、第 29 条理事会の招集、第 31 条理事会の議事、第 35 条監事の職務、第 36 条理事長の専決、第 44 条一部負担還元金、第 45 条付加給付、第 46 条訪問看護療養付加金、第 47 条家族訪問看護療養付加金、第 48 条出産育児付加金、第 51 条家族療養付加金、第 52 条合算高額療養付加金、第 57 条会計年度所属区分、第 59 条準備金の保有方法、第 60 条準備金以外の積立金の保有方法、第 62 条個人情報保護の徹底)

この規約は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 59 条は経過措置として、施行期日前において保有する準備金の保有方法については、なお従前の例による。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービービジネスネットワーク」の名称変更は平成 19 年 7 月 1 日から適用する。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーサンアンドサン西日本」の所在地変更は平成 19 年 9 月 15 日から、及び「株式会社バンカーズパートナー」の名称変更は平成 19 年 10 月 1 日からそれぞれ適用する。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、「株式会社地域情報総研」の編入 平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(第 58 条予備費の費途)

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「J T B P t e . L t d」の所在地変更は平成 20 年 3 月 10 日から、及び「ニッテツトラベル株式会社」の削除は平成 20 年 4 月 1 日からそれぞれ適用する。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーベネフィット」の名称変更は平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「財団法人日本健康開発財団」の所在地変更は平成 20 年 7 月 19 日から適用する。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、「ロッテ・ジェイティービー株式会社」の編入 認可の日から施行し、平成 21 年 1 月 1 日から適用する。

(第 4 条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社 JTB 首都圏」の所在地変更は平成 21 年 2 月 16 日から、「株式会社 JTB 商事」の所在地変更は平成 21 年 2 月 23 日から、及び「株式会社ジェイティービーティーエヌ」の所在地変更は平成 21 年 1 月 26 日からそれぞれ適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「株式会社JTBメディアリテリング」の編入) 認可の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「ティーピーオセアニアピーティーワイリミテッド」の削除は平成21年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーヨーロッパ」の所在地変更は平成21年6月8日から、及び「ジェイティービーヨーロッパリミテッド日本支社」の削除は平成21年6月1日からそれぞれ適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社JAPANiCAN」の削除は平成21年7月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「株式会社JTB伊勢丹トラベル」の編入) 平成21年10月1日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社JTB地球倶楽部」の名称及び所在地変更、及び「株式会社ジェイティービーサンアンドサン」「株式会社ジェイティービーフーズ」の削除は平成21年10月1日からそれぞれ適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーサポート中部」の所在地変更は平成22年1月12日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社トラベルプラザインターナショナル中部」の所在地変更は平成22年1月12日から、「株式会社JTB法人東京」の所在地変更は平成22年1月4日から、及び「ジェイティービーオーストラリアピーティーワイリミテッド」の削除は平成21年12月31日からそれぞれ適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、(「株式会社JTBプロモーション」の編入) 及び (「株式会社Jプロデュース」の編入) 認可の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイ・アイ・シー」及び「株式会社北海道コミュニケーションズ」の名称変更は平成22年4月1日からそれぞれ適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイコム」の名称及び所在地変更、及び「株式会社ケイジェイ企画」の名称変更は平成22年4月1日からそれぞれ適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社サンルートホテルズ」の削除は平成22年4月1日から適用する。

(第44条一部負担還元金)、(第46条訪問看護療養費付加金)、(第47条家族訪問看護療養費付加金)(第51条家族療養費付加金)、(第52条合算高額療養費付加金)の各3項

この規約は、平成22年5月1日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社トラベルバンク」の削除は平成22年6月17日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社Jプロデュース」所在地変更は平成22年6月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社エイティーシー」の所在地変更は平成22年6月18日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社JTBコミュニケーションズ北海道」の所在地変更は平成22年9月20日から適用する。

(第58条予備費の費途)

この規約は、平成23年3月1日から施行する。

(第44条一部負担還元金、第46条訪問看護療養費付加金、第47条家族訪問看護療養費付加金、第48条出産育児一時金付加金、第51条家族療養費付加金、第52条合算高額療養費付加金)

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

(第55条一般保険料及び調整保険料の負担割合)

この規約は、平成23年3月1日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「ジェイティービーエアカーゴ株式会社」及び「株式会社ジェイティービーカーゴシステム」の名称変更は平成23年3月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーカーゴ」の削除は平成23年3月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、「内外航空サービス株式会社」の編入平成23年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は「株式会社三井倉庫エアカーゴ」及び「株式会社MSエアカーゴ」の削除平成23年4月1日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社 JTB 関西」の名称変更は平成 23 年 3 月 1 日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社空間設計」、「株式会社地域情報総研」及び「ロッテジェイティービー株式会社」の名称変更は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は（「ジェイティービー印刷」の削除）平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社プロップ・システム企画」の削除は平成 23 年 6 月 1 日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社 JTB 首都圏」の所在地変更は平成 23 年 5 月 6 日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社 JTB トラベランド」の削除は平成 23 年 6 月 22 日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約（「株式会社 JTB 東京阪トラベル」の編入）は認可の日から施行し、は平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ツーリズム・マーケティング研究所」の所在地変更は平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社ジェイティービーライフネット」の所在地変更は平成 23 年 12 月 19 日から適用する。

(第55条一般保険料及び調整保険料の負担割合)

この規約は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株式会社 JTB プロモーション」の所在地変更は平成 24 年 2 月 27 日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「財団法人日本交通公社」の名称変更は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「財団法人日本健康開発財団」の名称変更は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株) JTB コミュニケーションズ北海道」の名称変更は平成24年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「ロッテ・ジェイティービー(株)」の所在地変更は平成23年3月26日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株) ジェイティービー物流サービス」の名称変更は平成24年4月2日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株) JTB クリエーション」の削除は平成24年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「内外航空サービス(株)」の所在地変更は平成24年3月26日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株) JTB エステート」の削除は平成24年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株) サンサポート北海道」の名称変更は平成24年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、「(株) JTB アセットマネジメント」の編入)平成24年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株) ジェイビーエス」の削除は平成24年6月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株) ツーリズム・マーケティング研究所」の名称変更は平成24年6月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株) ジェイティービーフォト」の削除は平成24年7月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株) JTB 中国」の削除は平成24年7月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「JTB Pte.L t d.」の削除は平成24年7月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)ジェイティービートラベル九州」の削除は平成24年7月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約（「株式会社JTBグローバルマーチャンダイジング&サポート」の編入）は認可の日から施行し、は平成24年7月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「JTB アメリカス リミテッド」の削除は平成24年7月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「ジェイティービーデータサービス」の名称変更は平成24年6月26日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)JTB エイティーシー」の削除は平成24年7月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)ジェイティービーデータサービス」の名称変更は平成24年6月26日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)ジェイティービー紙商事」の削除は平成24年10月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)ジェイティービーグローバルアシスタンス」の名称変更は平成24年11月12日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)JTB 関西」の所在地変更は平成25年1月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)サンルート」の所在地変更は平成24年12月17日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)JTB 法人東京」の名称変更は平成25年1月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約（「トラベルプラザヨーロッパビーブイ日本事務所」の編入）は認可の日から施行し、は平成25年1月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)ジェイティービー能力開発」の削除は平成25年2月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)ジェイティービーヨーロッパ」の削除は平成25年1月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)JTB データサービス」の所在地変更は平成24年12月25日から適用する。

(第55条一般保険料及び調整保険料の負担割合)

この規約は、平成25年3月1日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)エイ・ビー・アイ」の所在地変更は平成25年3月24日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「財団法人日本修学旅行協会」の名称変更は平成25年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「内外航空サービス(株)」の削除は平成25年6月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)JTB商事」の所在地変更は平成25年6月17日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「ロッテ・ジェイティービー(株)」の削除は平成25年7月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「ロッテ・ジェイティービー(株)」の所在地変更は平成25年3月18日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約（「株式会社JTB国内旅行企画」の編入）は認可の日から施行し、は平成26年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約（「株式会社JTB熊本リレーションセンターの編入」）は認可の日から施行し、は平成26年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)ジェイティービーレストラン」の削除は平成26年9月25日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)ジェイティービーレストラン」の所在地変更は平成17年10月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)サンルート」の削除は平成26年12月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)ジェイティービーティーエスエヌ」の所在地変更は平成26年12月29日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)JTBグローバルマーチャンダイジング&サポート」の所在地変更は平成27年1月13日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「トラベルプラザヨーロッパビーブイ日本事務所」の所在地変更は平成27年4月27日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)JTBコーポレートセールス」の所在地変更は平成27年4月6日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)JTB伊勢丹トラベル」の削除は平成27年7月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約（「JTB EUROPE Ltd日本事務所の編入」）は認可の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「トラベルプラザヨーロッパビーブイ日本事務所」の削除は平成27年10月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「ジェイアイ傷害火災保険(株)」の所在地変更は平成28年1月4日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)J&J ヒューマンソリューションズ」の名称変更は平成28年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)J ジェイティービーサポート中部」の所在地変更は平成28年5月2日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)JTB コミュニケーションデザイン」の名称変更は平成28年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)JTB 総合研究所」の所在地変更は平成28年5月30日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)J&J ヒューマンソリューションズ」の所在地変更は平成28年6月27日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(公財)日本交通公社」の所在地変更は平成28年8月22日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(独法)国際観光振興機構」の所在地変更は平成29年1月23日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)トラベルプラザインターナショナル中部」の事業所削除は平成29年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)ティーピーアイ西日本」の事業所削除は平成29年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)アール&シーツアーズ」の事業所削除は平成29年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)ジェイティービー空間設計西日本」の事業所削除は平成29年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)JTB ビジネスイノベーターズ」の所在地変更は平成29年11月27日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)ジェイティービー」の名称変更は平成30年1月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「JTB EUROPE LIMITED」の所在地変更は平成30年3月26日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)エイ・ピー・アイ」の所在地変更は平成30年3月17日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)ジェイティービー・ビズネスサポート九州」の削除は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)JTBアドバクツ」の削除は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)ジェイティービー・ティーエスエヌ」の削除は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)JTBプロモーション」の削除は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)Jプロデュース」の削除は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)JTBコミュニケーションズ&サポート北海道」の削除は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「JTB旅連事業(株)」の名称変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)JTBプランニングネットワーク」の名称変更及び所在地変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「(株)JTB北海道」の名称変更及び所在地変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB 東北」の名称変更及び所在地変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB 関東」の名称変更及び所在地変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB 首都圏」の名称変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB 中部」の名称変更及び所在地変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB 東海」の名称変更及び所在地変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB 西日本」の名称変更及び所在地変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB 関西」の名称変更及び所在地変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB 中国四国」の名称変更及び所在地変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB 九州」の名称変更及び所在地変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB ユーポレートセールス」の名称変更及び所在地変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB 熊本ソリューションセンター」の名称変更及び所在地変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB」の名称変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB国内旅行企画」の名称変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTBワールドパッケージズ」の名称変更は平成30年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株Jエティビーターランド西日本」の削除は、平成31年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株ICSコンベンションデザイン」の削除は、平成31年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株Jエティビーターサポート中部」の削除は、平成31年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株Jエティビーターサポートプラザ」の削除は、平成31年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株Jエティビーターモーションズ」の削除は、平成31年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTBコミュニケーションズ九州」の削除は、平成31年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTBコーポレートソリューションズ」の削除は、平成31年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株PTS」の削除は、平成31年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTBプランニングネットワーク」の削除は、令和2年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTBアセットマネジメント」の所在地変更は令和2年5月18日から適用する。

(第17条組合会招集の手続)

この規約は、届出の日から施行し、令和2年5月11日から適用する。

(第19条組合会の傍聴)

この規約は、届出の日から施行し、令和2年5月11日から適用する。

(第21条組合会の議決事項)

この規約は、届出の日から施行し、令和2年5月11日から適用する。

(第22条会議録の作成)

この規約は、届出の日から施行し、令和2年5月11日から適用する。

(第29条理事会の招集の手続)

この規約は、届出の日から施行し、令和2年5月11日から適用する。

(第31条理事会の議事)

この規約は、届出の日から施行し、令和2年5月11日から適用する。

(第36条理事長の専決)

この規約は、届出の日から施行し、令和2年5月11日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株エイ・ビー・アイ」の名称変更は令和2年10月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTBグローバルマーチャントデザイン&サポート」の所在地変更は令和2年12月28日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「JTB EUROPE LIMITED」の削除は、令和3年3月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約（「JTB USA,Inc.日本支店」の編入）は認可の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB総合研究所」の所在地変更は令和3年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTBグローバルマーチャントデザイン&サポート」「株パシフィックミクロネシアーズ」の削除は、令和3年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約（「T.P.Micronesia,Inc」の編入）は認可の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTBマネジメントサービス」の名称変更及び所在地変更は令和3年6月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB 札幌ビジネスセンター」の名称変更及び所在地変更は令和3年6月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB ビジネスネットワーク」の名称変更及び所在地変更は令和3年6月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JMC」の名称変更及び所在地変更は令和3年6月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株ジェイティービーライフネット」の名称変更及び所在地変更は令和3年10月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB 京阪トラベル」の削除は、令和3年11月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTB グラントツア-＆サービス」の削除は、令和4年1月1日から適用する。

(第42条の2 標準報酬)

42条のつぎに42条の2として、一条を追加し、令和4年4月1日から施行する。施行日前に被保険者資格を喪失した任意継続被保険者の標準報酬月額の算定方法については、なお従前の例による。

(第44条の2 一部負担還元金、第51条の2 家族療養費付加金、第52条の2 合算高額療養費付加金)

条文中の控除する額を「25,000円」から「50,000円」に改め、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年4月1日前の療養にかかる一部負担還元金、家族療養費付加金及び合算高額療養費付加金の支給については、なお従前のものとする。

(第45条付加給付、第49条埋葬料付加金)

第45条中「埋葬料付加金」を削り、第49条を令和4年4月1日から削除する。ただし、令和4年4月1日前の死亡にかかる埋葬料付加金の支給については、なお従前のものとする。

(第55条一般保険料及び調整保険料の負担割合)

第55条中の負担割合を「80.0分の48.0は事業主、80.0分の32.0は被保険者」から「98.0分の56.0は事業主、98.0分の42.0は被保険者」に改め、令和4年3月1日から施行する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株トラベルプラザインターナショナル」の所在地変更は令和4年3月28日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTBがイレック」の所在地変更は令和4年4月1日から適用する。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約は、届出の日から施行し、「株JTBベネフィット」の削除は、令和4年4月1日から適用する。

(第55条一般保険料及び調整保険料の負担割合)

第55条中の負担割合を「98.0分の56.0は事業主、98.0分の42.0は被保険者」から「90.0分の50.0は事業主、90.0分の40.0は被保険者」に改め、令和5年3月1日から施行する。

(第48条出産育児一時金付加金)

条文中の支給額を「90,000円」から「20,000円」に改め、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年4月1日前の出産にかかる出産育児一時金付加金の支給については、なお従前のものとする。

(第4条別表設立事業所の名称及び所在地)

この規約（「JAPAN TRAVEL BUREAU MALAYSIA SDN. BHD.」の編入）は認可の日から施行し、令和5年3月1日から適用する。